

〔明石市臨時・非常勤職員ユニオン
明石市非常勤給食調理員労働組合への回答〕

2014年度 明給労要求書について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

- 1 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている嘱託・非常勤職員を全員、正規職員とすること。
 - (1) 給食調理員の募集を行なうときは「パート労働法」の趣旨に則り、嘱託・非常勤職員から、勤務年数順に優先的に採用すること。

平等公開の原則に則り任用していくべきであると考えています。

- 2 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず、直営を堅持すること。

給食調理業務の民間委託については、業務の効率化とともに、給食内容の充実に努めてきたところであり、平成27年度においても、財政健全化の取り組み方針に基づき、給食調理業務を民間委託していく予定です。

- 3 長年にわたる退職者不補充による労働過重、また、給食業務の維持向上を図っていく為にも以下の改善をすること。
 - (1) 臨時調理支援員を非常勤職員として採用すること。
 - ① 非常勤職員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。

臨時調理支援員を学校給食従事員として採用する考えはありません。

雇用については、昨年度より新たな臨時的任用職員制度への切替えを行ったところです。

- (2) 調理員を自治労基準で配置し労働過重に伴う人員増をすること。

労働過重については、引き続き実態を精査します。

(3) 職員の補充、欠員は新たな職員を採用して補充すること。

欠員の補充については、現時点においては、技能労務職の採用は予定していません。

4 正規職員に至るまでは非常勤職員を全員、嘱託職員とすること。

平成14年度、臨時調理嘱託となる年齢を57歳になる年度から56歳になる年度に1歳引き下げたところです。当面、嘱託職員となる年齢を引き下げる考えはありません。

5 嘱託・非常勤職員の労働条件については、学校職員として均等の取り扱いとし、以下の改善をすること。

(1) 賃金制度は正規職員と同じとすること。

- ① 賃金は1年毎に4号給昇給とし正規職員と同様に昇格もすること。
- ② 毎月安定した収入確保のため月給制とすること。
- ③ 扶養手当、住宅手当などを支払うこと。

賃金（報酬）については、平成8年10月30日の労使合意に基づいて実施しているところであり、平成19年度からは、額については、正規職員の取扱に準じて改定したところです。

(2) 退職金制度を改善し正規職員と同じとすること。

退職一時金については、平成8年10月30日の労使合意に基づき新たに制度化したものです。

(3) 非常勤職員の勤務日数を増やすこと。

勤務日数については、平成8年度の合意に基づき改定を行い、現在、給食実施日数185日と、研修、片付け日等で16日の合計201日の就労日数となっており、学校給食の実情から考え、当該日数が妥当と判断しています。

(4) 休暇制度を正規職員と同じとすること。

- ① 夏季休暇、生理休暇を正規職員と同じとすること。
- ② 私療休暇制度、介護休暇制度を正規職員と同じとすること。

- ③ 看護休暇を正規職員と同じく制度化すること。
- ④ 短時間介護休暇を正規職員と同じく制度化すること。
- ⑤ リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。

夏季職免については平成21年度、平成23年度及び平成25年度にそれぞれ改善し、また生理休暇については、平成12年度から改善を図ったところでは、

私療休暇制度については、平成9年度から改善を図ったところでは、

介護休暇制度については、平成13年度から制度化したところでは、

また、子の看護休暇制度については、平成22年度から制度化したところでは、

- (5) 公務災害（労働災害）の取り扱いを正規職員と同じとすること。
 - ① 市の責任において公務災害補償と同じになるように補填すること。

関係法令等から判断し、正規職員と同じにすることは困難であり、現行の取扱が妥当と考えています。

6 定年後の雇用については、正規職員と同様の取り扱いをすること。

- (1) 雇用延長すること。

臨時調理嘱託の60歳に達した年度後の雇用については、厚生年金の支給状況を踏まえつつ努力していく考えです。

- (2) 賃金を改善すること

賃金については、平成19年10月25日の労使合意に基づいて実施しているところでは、

- (3) 休暇制度を改善すること。とりわけ、私療休暇制度を正規職員と同じにすること。

休暇制度については、平成19年10月25日の労使合意に基づいて実施しているところでは、

7 現行のプール制度を抜本的に改善すること。

- (1) 人員を加配して、現行のプール制度を廃止すること。

退職者不補充及び現行の臨時調理嘱託への移行制度の枠組みの中、可

能な限り、管理及び運営に関する事項を除き、協議すべき事項については十分協議していく考えです。

8 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく安全衛生の確立を行うこと。

教育委員会労働安全衛生委員会の中で、調理員については、ヒヤリハット事例集をもとに「明石市学校給食安全作業マニュアル」を作成しており、今後も引き続き、研修等により周知徹底を図っていきます。